

保護者 様

北区立浮間小学校  
校長 宮崎 史隆

### 学校における感染症予防と出席停止について

お子さまが下記の「学校において予防すべき感染症」に罹患した場合は、他の児童への感染防止と本人の早期休養・早期回復のため、学校保健安全法施行規則により出席停止の期間が定められています。（出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません）

つきましては、医師の指示などにより他へ感染させるおそれがなく、登校してもよいという診断が出るまで、ご家庭で十分休養してください。医師より登校の許可がありましたら、下記に保護者が記入し、学校へ提出してください。

#### **参考** 学校において予防すべき感染症の主な種類と出席停止期間の基準

インフルエンザ	発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消える、又は、5 日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふく）	腫れが出た後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹（3 日はしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後 2 日を経過するまで

【その他】結核・髄膜炎菌性髄膜炎・腸管出血性大腸菌感染症（O-157）・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・溶連菌感染症・ウイルス性肝炎・手足口病・ヘルパンギーナ・マイコプラズマ感染症・感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）（ノロウイルス・ロタウイルス等）  
※以上については、医師によって感染のおそれがないと認められるまで。

.....キ.....リ.....ト.....リ.....

### 出席停止解除届

北区立浮間小学校校長 様

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_組 児童氏名\_\_\_\_\_

下記の疾患について医師の診断を受け、登校してもよいとの指示がありました。

出席停止期間：\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日 から \_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

病 名：\_\_\_\_\_

受診した医療機関名：\_\_\_\_\_（電話番号\_\_\_\_\_）

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

保護者名\_\_\_\_\_